

【重要】支払時期変更のお知らせ(文献複写・図書貸借)

附属図書館(令和7年7月)

令和7年7月より、公費による学内他キャンパスからの複写等及び、館内コピー機使用による複写料金の支払い時期を下記のとおり変更致します。

(これまでは、外部資金利用の場合は四半期毎に行っていましたが、自己収入(交付金対象)使用の場合と同じ時期で差しさせていただきます)

なお、ILL(文献複写・図書貸借)の支払時期についてはこれまで通りに行います。財源についてはこれまで通り、依頼時に選ばれた予算での差し引きとなります。

<支払い時期：学内他キャンパスからの複写等・館内コピー機使用の場合>

3月～12月までの利用分を1月に、1月～2月利用分を翌年4月に指定された予算から差し引きいたします。

前年度3月分、4～12月分	1月～2月分
---------------	--------

↑ ↑

<支払い時期：依頼先が相殺館(国立大学等)の場合>…変更なし

四半期毎に指定された予算から直接支払い手続きを行います。

4～6月分	7～9月分	10～12月分	1月～3月分
-------	-------	---------	--------

↑ ↑ ↑ ↑

※文献複写は長崎大学に到着した日、現物貸借は相手館に返却した日で、支払対象月が決まります。

※1月～3月分も当該年度の予算で4月初旬(4/5頃)に支払い手続きを行います。(令和3年度より)

↑ : 支払い時期

<支払い時期：非相殺館(国会図書館等)の場合>…変更なし

請求書が届き次第、月次にあわせて指定された予算から直接支払い手続きを行います。

使用できる財源については、これまで通り、自己収入(交付金対象)研究経費・教育経費の他、科研費、受託研究経費、寄附金などの外部資金も使用可能ですが、外部資金については、4月～12月までの使用となります。

手続き時期は、4月～12月利用分(外部資金使用可能)を1月に、1月～3月利用分(自己収入(交付金対象)のみ使用可能)を翌年4月に行いますので、財源について、外部資金を指定されている場合は、予算の確保をお願いいたします。

(本件についてのお問い合わせ先: 中央図書館 095-819-2200)